

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 2 年 5 月 22 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

令和 2 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 4 号）

令和2年度羽曳野市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度 羽曳野市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度羽曳野市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,468,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月22日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	繰入金	1,209,907	302,362	1,512,269
	2 基金繰入金	1,209,451	302,362	1,511,813
	歳 入 合 計	56,165,691	302,362	56,468,053

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	356,289	302,362	658,651
	1 商工費	356,289	302,362	658,651
	歳 出 合 計	56,165,691	302,362	56,468,053

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	1,209,907	302,362	1,512,269
歳入合計	56,165,691	302,362	56,468,053

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費	千円 356,289	千円 302,362	千円 658,651
歳 出 合 計	56,165,691	302,362	56,468,053

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			302,362
0	0	0	302,362

2 歳 入

19款 繰入金

302,362千円

2項 基金繰入金

302,362千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 1,064,380	千円 302,362	千円 1,366,742
計	1,209,451	302,362	1,511,813

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 302,362	財政調整基金繰入金	千円 302,362

1 9 款 繰入金

3 歳 出

7 款 商工費

302,362千円

1 項 商工費

302,362千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	千円 181,368	千円 302,362	千円 483,730	千円	千円	千円	千円 302,362
計	356,289	302,362	658,651	0	0	0	302,362

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 302,362	羽曳野応援商品券事務委託料	千円